

仕 様 書

- 1 品名
救助縛帯一式
- 2 規格及び数量
下記又は同等品

品名	メーカー及び品番	数量
救助縛帯 ① (トライホープ)	エアボーンシステムス株式会社製 GND-24-4005-02 (S L I D E P A D無し)	3 個
救助縛帯 ② (ペリカンバッグ)	エアボーンシステムス株式会社製 STD-1-1001-01	2 個
救助縛帯 ③ (レスキュースリング)	エアボーンシステムス株式会社製 STD-1-1000-01	1 個

3 同等品条件

(1) 共通条件 (次の3品目に共通して満たすこと。)

- ア ヘリコプターのホイスト装置による要救助者の吊上げ救助に使用する航空機用装備品として設計及び製造された製品であり、ホイスト救助への使用が製造者の発行するカタログ、取扱説明書等に明示されていること。
- イ 消防・防災ヘリコプター又は救難ヘリコプターにおける使用実績を有すること。
- ウ ホイストフックに接続する結合部（吊上げ環、カラビナ等）を有し、当局が運用する消防ヘリコプター（レオナルド式AW139型）のホイスト装置のフックに確実に結合できること。
- エ 主要な強度部材は、ナイロン又はポリエステル製のウェビングその他これらと同等以上の強度及び耐候性を有する繊維材料であること。
- オ 最大使用可能重量（対象体重）、製造者名及び製造年月（又は製造番号）が本体に表示されていること。
- カ 点検の要領及び使用限界（廃棄基準）が取扱説明書等に明示されており、隊員が実施できる目視点検の方法が定められていること。
- キ 日本国内に販売代理店を有し、納入後の点検、補修部品の供給及び修理に対応できること。
- ク 日本語による取扱説明書が添付されること。

(2) 救助縛帯 ①

- ア 陸上及び水上における成人の救助を目的とし、ホイスト装置により吊り上げるための着装式の救助用ハーネスであること。
- イ 三角形の座面部を有し、背面から被せて着装し、アンダーストラップを両脚の間から通して要救助者を覆う構造であること。
- ウ 肩の高さ及び幅並びに胴体の長さに応じて調整することができるアジャスタブルバックルを備えること。
- エ 吊上げに用いる金具を3箇所有し、カラビナ等により一つにまとめて吊り上げることができること。

- オ 救助員 1 名で着装及び調整を行うことができ、着装状態を要救助者の正面から目視により確認できる構造であること。
- カ 最大使用可能重量は160 k g 以上であること。
- キ 肩から臀部までの長さが58 c mから95 c mまでの範囲の要救助者に適合すること。調整機構により当該範囲を包含するものを含む。

(3) 救助縛帯 ②

- ア ヘリコプターのホイスト装置により乳幼児及び小児を吊り上げるための、要救助者を包み込んで収容する構造のハーネスであること。
- イ 乳幼児から身長120 c mまでの小児（乳幼児を含む。）に適合し、最大使用可能重量は150 k g 以上であること。
- ウ 背面から被せて着装させる構造とし、脱落防止用ベルト及び頭部固定用ベルトを備えること。
- エ ホイストフックに接続する左右のリングを有し、カラビナ及びワンタッチバックルにより着脱できること。
- オ 搬送に用いるハンドルを備えること。

(4) 救助縛帯 ③

- ア ヘリコプターのホイスト装置により要救助者を垂直の姿勢で吊り上げる縛帯であって、水難救助に使用できるものであること。
- イ 要救助者の両脇から左右のハーネスで包み込み、左右のカラビナを連結して保持する構造であること。
- ウ 最大使用可能重量は500 k g 以上であること。
- エ すり抜けを防止するブレストハーネスを備え、要救助者の体格に応じて調整できること。
- オ 連結したカラビナの接触部を保護するカラビナカバーを備えること。
- カ 要救助者が把持できるハンドルを備えること。

- ※ 同等品で参加する場合は、見積書提出期限までに、担当課まで同等・規格確認書及びカタログ、試験成績書等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。
- ※ 同等品の判断には時間を要する場合があるため、確認に要する時間を考慮して担当課へ依頼すること。

4 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日（水）

5 納入場所及び検査場所

札幌市消防局警防部消防救助課消防航空係（石狩ヘリポート）
石狩市新港東 2 丁目 1 番 2 号 TEL0133-62-4119

6 その他

- (1) 納品に際しては、事前に担当課と打合せを行うこと。
- (2) 納入する製品は国内正規流通品とし、製造者の正規取扱事業者から納入すること。
- (3) 納品時に発生した梱包材等は、受注者が持ち帰ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、担当課の指示に従うこと。

7 担当課

(1) 契約に関すること

札幌市消防局総務部施設管理課（担当 細川 TEL011-215-2030）
札幌市中央区南 4 条西10丁目 メール soubi.shobo@city.sapporo.jp

(2) 仕様に関すること

札幌市消防局警防部消防救助課（担当 大澤 TEL0133-62-4119）
石狩市新港東 2 丁目 1 番 2 号 メール koku.shobo@city.sapporo.jp